

子ども・子育て支援新制度に係る基準への意見募集（概要）

1 はじめに

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立しました。この3法に基づいて、待機児童の解消、保育・教育の質の向上、地域子育ての支援に取り組む「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格的に開始する予定です。

子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、施設や事業の設備及び運営に関する基準や、保育の必要性の認定について、国の定める基準を踏まえ、市で基準を定めます。これらの基準について、皆様のご意見を募集します。



2 意見募集概要

(1) 意見募集の期間

平成26年6月19日（木）～平成26年7月18日（金）

(2) 意見の提出方法

各閲覧場所に設置の用紙、または任意の用紙に意見、住所、氏名又は団体名（代表者名）を記入し、備え付けの投函箱又は直接、郵送、ファックス、メールにて提出

(3) 意見の公表

お寄せいただいたご意見は、策定にあたっての参考とさせていただきます。また、ご意見に対する市の考え方をホームページにて公表いたします。

(4) 留意事項

①記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は吉川市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

②ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

③電話や口頭によるご意見はお受けできませんのでご了承ください。

3 主な内容

(1) 子ども・子育て支援新制度の目的

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大、確保
- ③地域の子ども・子育て支援の充実と継続

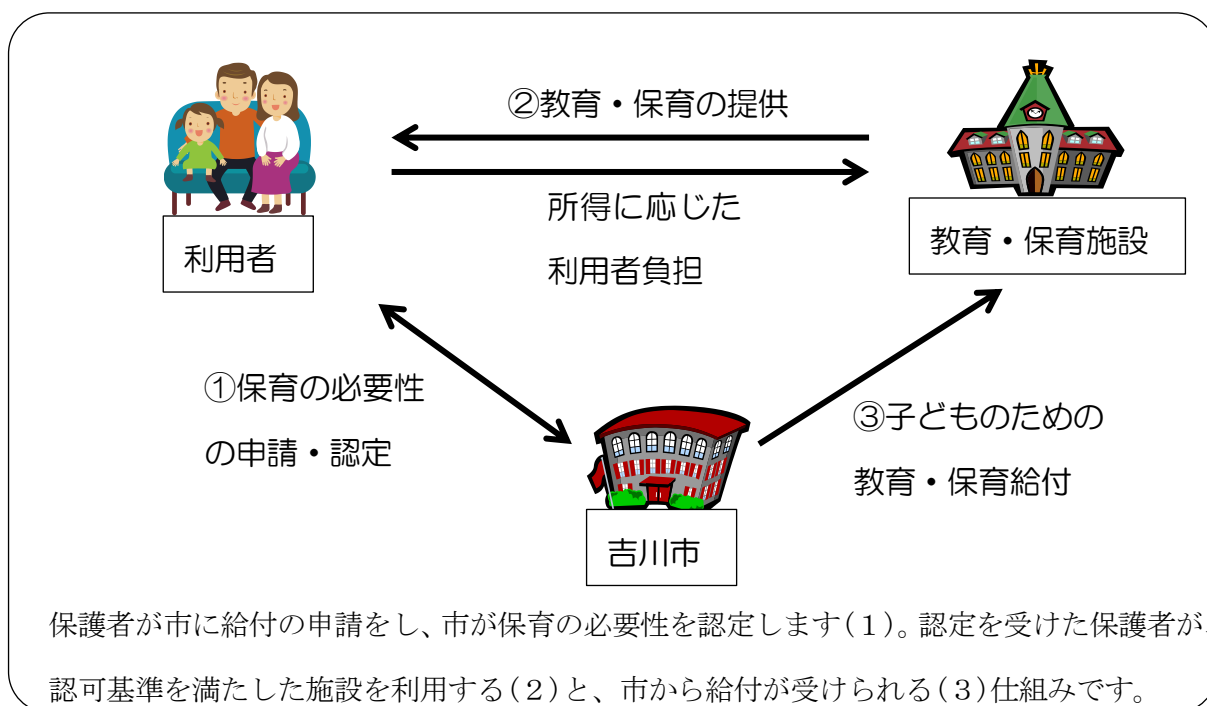
この新制度による子育て支援を進めるためのポイントは以下のとおりです。

(2) 子ども・子育て支援新制度のポイント

①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」と、小規模保育等への給付「地域型保育給付」の創設

これまで、幼稚園、保育園、認定こども園でそれぞれ異なっていた、施設・事業の運営への財政支援が施設型給付又は地域型保育給付に統一されます。また、保護者は事前に、市に保育の必要性の認定を受けることになります。

<利用イメージ>



②認定こども園制度の改善

幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園の制度が改善されます。複雑だった認定こども園の設置や運営に係る手続が複雑で、事業者の方の負担となっていました。簡素化されます。また、財政支援も施設型給付に一本化されます。これにより、既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行を促進します。

③地域の実情に応じた子ども・子育て支援

幼稚園や保育所に通っている家庭の子どもだけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域の子育て支援を実施します。

家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」、学童の対象学年の拡大など、地域の様々な子育て支援を充実していきます。

※新制度の詳細は、内閣府の公式Webサイトをご参照ください。

URL：<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

(3) 条例での基準設定

新制度による子育て支援を進めるため、以下の4点についての基準を条例で定めます。

- ①家庭的保育事業（地域型保育事業）の設備及び運営に関する基準
- ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- ③支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準
- ④放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

それぞれの基準について、法律の規定により、国の省令等で示された基準に従うか（従うべき基準）、又は参酌（参酌すべき基準）して基準を定めます。

4 子ども・子育て支援新制度に係る基準の概要（詳細は「骨子」案をご覧ください。）

国で示された基準を基本とし、以下のとおり一部に市独自基準を設定します。

①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	
概要	家庭的保育事業等は、市の認可事業（地域型保育事業）として新たに位置づけられる事業です。地域型保育事業は家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育、事業所内保育事業の4類型に区分されます。それぞれについて、設備・運営の基準を定めます。
市独自基準	<ul style="list-style-type: none">・事業者からの暴力団排除規定を設けます。・乳幼児の避難安全性確保のため、保育室等の設置を原則1階とします。・既存建築物で事業を行う場合は、新耐震基準を満たすこととします。・非常用物資の備蓄に努めることとします。・事故の防止、防犯に関する措置を講ずることに努めることとします。

②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	
概要	施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）や地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、給付の対象となることを確認するための基準を定めます。
市独自基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの暴力団排除規定を設けます。 ・地域型保育事業だけでなく、3歳未満児についても連携施設の設定を求めます。 ・非常用物資の備蓄に努めることとします。
③支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準	
概要	就学前の子ども一人一人につき、「保育の必要性があるかどうか」を認定するための基準を定めます。
市独自基準	<ul style="list-style-type: none"> ・就労時間の下限を月64時間以上（週4日1日4時間以上）とし、これを下回る就労については、一時預かり事業等に対応するものとします。（現在は、月80時間以上（週4日1日5時間以上）としています。）
④放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	
概要	保護者の就労等で、保護者が日中家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供する事業（いわゆる学童保育）についての設備、運営の基準を定めるものです。
市独自基準	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者からの暴力団排除規定を設けます。

